

改正

平成12年3月30日条例第24号
平成12年12月18日条例第50号
平成15年3月19日条例第8号
平成17年3月29日条例第20号
平成18年3月23日条例第8号
平成20年6月30日条例第23号
平成22年6月28日条例第16号
平成23年3月18日条例第11号
令和元年10月23日条例第67号

沼津市給水条例

沼津市給水条例（昭和24年条例第41号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第12条）
- 第3章 給水（第13条—第22条の2）
- 第4章 料金及び手数料等（第23条—第33条）
- 第5章 管理（第34条—第39条）
- 第6章 補則（第40条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、法令その他別に定めのあるもののほか、沼津市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第2条 沼津市水道事業の給水区域は、沼津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第39号）第4条第2項に定めるところによる。

（定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- （1）専用給水装置 1戸又は1か所で専用するもの
- （2）共用給水装置 2戸又は2か所以上で共用するもの
- （3）私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

（新設等の申込み）

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、市長の定めるところによりあらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申込者（第8条第3項において同じ。）に対し特に必要と認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

（新設等の申込みの制限）

第6条 市長は、給水装置の新設又は改造の申込みがあった場合において、配水管を布設していない等やむを得ない事情があるときには、当該申込みを制限することができる。

（費用負担）

第7条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去（以下この条において「給水装置の新設等」という。）

に要する費用は、当該給水装置の新設等をする者の負担とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第8条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 指定給水装置工事事業者は、前項の規定により工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。

3 市長は、第1項の規定により市長が工事を施行する場合においては、申込者に対し、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管等の指定)

第9条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から市の水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第10条 市長が施行する給水装置工事の費用は、次の合計額とする。

(1) 材料費

(2) 運搬費

(3) 労力費

(4) 道路復旧費

(5) 工事監督費

(6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(工事費の前納)

第11条 市長に給水装置工事を申し込む者は、設計により算出した工事費の概算額を前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(変更等の工事)

第12条 市長は、配水管の移転その他特別の理由により給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第13条 市長は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか、給水を制限し、又は停止してはならない。

2 市長は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責を負わない。

(給水契約の申込み)

第14条 水道を使用しようとする者は、市長が定めるところによりあらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(代理人)

第15条 給水装置の所有者が市内若しくは給水区域内に居住しないとき、又は市長において必要があると認めるときは、当該所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内又は給水区域内

に居住する者を代理人と定め、市長に届け出なければならない。代理人を変更するときも同様とする。

(管理人)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。管理人を変更するときも同様とする。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 市長は、前項の管理人を不適当と認めるときは、変更させることができる。

(メーターの設置等)

第17条 使用水量は、メーターにより計量する。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 市長は、給水装置にメーターを設置する。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、使用水量を計量するため必要があると認めるときは、受水槽から給水栓までの間にメーターを設置することができる。

4 市長は、メーターの位置が管理上不適当になったと認めるときは、給水装置の所有者の負担においてこれを変更させ、又は改善させることができる。

(メーターの貸与等)

第18条 市長は、メーターを水道の利用者若しくは管理人又は給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に貸与する。

2 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 水道利用者等は、前項に規定する管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は損傷した場合には、その損害額を弁償しなければならない。

(使用休止等の届出)

第19条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を休止し、又は廃止するとき。
- (2) 用途を変更するとき。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第20条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するとき、あらかじめ市長に届け出なければならない。この場合において市長は、その指定する市職員を立ち合わせるものとする。

3 私設消火栓を使用したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(管理責任)

第21条 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項の場合において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道利用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めるときは、市においてその費用を負担することができる。

3 第1項に規定する管理義務を怠ったため生じた損害は、水道利用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第22条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について水道利用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知するものとする。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を当該請求者から徴収する。

(貯水槽水道の管理等)

第22条の2 市長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行う

ことができる。

- 2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。
- 3 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。）以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理状況に関する検査を行うように努めなければならない。

第4章 料金及び手数料等

（料金の支払義務）

第23条 水道の利用者は、水道料金（以下「料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

（料金）

第24条 料金は、別表第1のとおりとする。

- 2 市長は、1個のメーターを2戸以上で使用する共同住宅のうち、別に定める基準に適合する場合には、水道利用者等の申請により各戸ごとに基本料金を適用することができる。

（料金の算定）

第25条 料金は、料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた隔月の定例検針日（以下「定例日」という。）にメーターの検針を行い、その計量した使用水量をもって定例日の属する月分及びその前月分の2か月分として算定する。この場合において使用水量は、各月均等とみなす。

- 2 市長は、やむを得ない理由があるときは、定例日以外の日に検針を行うことができる。

（使用水量及び用途の認定）

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定することができる。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 料金の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

（特別な場合の料金算定）

第27条 定例日から次の定例日までの中途において水道の使用を開始し、休止し、又は廃止したときの料金は、使用期間が1月未満のときは1月として算定する。

- 2 定例日から次の定例日までの中途においてメーター口径（以下「口径」という。）又は用途を変更したときの料金は、その使用日数の多い口径又は用途により算定する。この場合において、その使用日数が等しいときは、変更後の口径又は用途により算定する。

（無届使用等に対する措置）

第28条 水道利用者等が所定の届出をしないで水道を使用した場合の使用開始日は、市長がこれを認定する。

- 2 市長は、水道利用者等が水道の使用を休止し、又は廃止した場合においてその届出をしないときは、料金を徴収することができる。

（臨時使用の場合の概算料金の前納）

第29条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用しようとする者は、水道使用の申込みの際、市長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の概算料金は、水道の使用を終了したときに精算する。

（料金の徴収方法）

第30条 料金は、隔月に徴収する。ただし、第27条第1項の料金は、随時に徴収する。

- 2 料金は、納入通知書による払込み、口座振替又は郵便自動払込みの方法により徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、集金の方法によることができる。

（手数料）

第31条 手数料は、別表第2により、申込者からの申込みの際、これを徴収する。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、申込み後徴収することができる。

（水道利用加入金）

第32条 給水装置の新設工事又は改造工事（口径を増径する場合に限る。以下同じ。）の申込者は、

その口径に応じ、別表第3に定める水道利用加入金（以下「加入金」という。）を納入しなければならない。ただし、改造工事の場合は、改造後の口径に応ずる額から改造前の口径（メーターが撤去されている場合を含む。）に応ずる額を控除した額とする。

2 第17条第3項の規定によりメーターを設置する場合には、各戸に設置するメーターの口径に応ずる別表第3に定める額の合計額を加入金として納入しなければならない。

3 加入金は、給水装置工事の申込みの際、納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 既納の加入金は、還付しない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

（料金等の軽減又は免除）

第33条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、加入金その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

第5章 管理

（給水装置の検査等）

第34条 市長は、管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に適切な措置を指示し、又は自ら必要な措置を執ることができる。

2 前項の措置に要した費用は、当該水道使用者等が負担するものとする。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第35条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

3 前項ただし書の規定による確認に要する費用については、当該給水契約の申込者の負担とする。

（給水の停止）

第36条 市長は、水道の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

（1） 第10条に規定する工事費、第21条第2項に規定する修繕費、第24条の料金又は第31条の手数料を指定期限までに納入しないとき。

（2） 正当な理由がなくて、第25条の検針又は第34条第1項の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。

（3） 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用している場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

（給水装置の切離し）

第37条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

（1） 給水装置の所有者が90日以上所在不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

（2） 給水装置が使用休止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めるとき。

（過料）

第38条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科すことができる。

（1） 第5条の承認を受けずに給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者

（2） 正当な理由がなくて第17条第2項の規定によるメーターの設置、第25条の検針、第34条第1項の規定による検査又は第36条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者

（3） 第21条第1項に規定する給水装置の管理義務を著しく怠った者

（4） 第24条の料金、第31条の手数料又は第32条第1項若しくは第2項の加入金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金等を免れた者に対する過料)

第39条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第24条の料金、第31条の手数料又は第32条第1項若しくは第2項の加入金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

第6章 補則

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に従前の規定によりした手続その他の行為は、この条例の規定によりしたものとみなす。

(戸田村の編入に伴う経過措置)

3 戸田村の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに戸田村上水道給水条例(平成10年戸田村条例第7号。以下「戸田村条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 前項の規定にかかわらず、編入日の前日までに戸田村条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料、手数料及び加入金の取扱いについては、戸田村条例の例による。

5 編入日の前日までにした戸田村条例に違反する行為に対する罰則の適用については、戸田村条例の例による。

(沼津市下水道条例の一部改正)

6 沼津市下水道条例(昭和53年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「沼津市給水条例(昭和24年条例第41号)」を「沼津市給水条例(平成10年条例第16号)」に改める。

付 則(平成12年3月30日条例第24号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成12年12月18日条例第50号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則(平成15年3月19日条例第8号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成17年3月29日条例第20号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。(後略)

付 則(平成18年3月23日条例第8号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。(後略)

付 則(平成20年6月30日条例第23号)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

2 この条例による改正後の沼津市給水条例の規定は、平成20年7月請求分の水道料金から適用する。

付 則(平成22年6月28日条例第16号)

1 この条例は、平成22年9月1日から施行する。

2 この条例による改正後の沼津市給水条例第24条及び第27条(沼津市簡易水道事業給水条例(平成17年条例第17号)において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に使用する水に係る料金から適用し、施行日前に使用した水に係る料金については、なお従前の例による。この場合において、施行日前から引き続き使用するときの料金については、各日の使用水量を均等とみなし、日割りで算定する。

付 則(平成23年3月18日条例第11号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。(後略)

付 則（令和元年10月23日条例第67号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第24条関係）

水道料金

用途	料金					適用
	基本料金（1月につき）			超過料金		
一般用	メーター口径 （ミリメートル）	基本水量（立 方メートル）	金額（円）	水量	1立方メート ルにつき（円）	公衆浴場用並びに 船舶及び臨時用以 外のもの
	13～25	10	460	10立方メ ートルを 超える分	115	
	30		1,400			
	40		2,600			
	50		4,800			
	75		10,100			
	100		16,500			
	150		39,300			
公衆浴場用	—					2,100
船舶及び臨 時用	1立方メートルにつき 376円					船舶用直接給水及 び臨時用に使用す るもの

備考 料金には、消費税を含むものとする。

別表第2（第31条関係）

手数料

区分	種別及び単位	金額 （円）
指定手数料	指定給水装置工事事業者の指定（新規） 1件につき	10,000
	指定給水装置工事事業者の指定（更新） 1件につき	10,000
再交付手数料	指定給水装置工事事業者証の再交付 1件につき	1,000
設計審査手数料	メーター口径13～25ミリメートル 1件につき	1,000
	メーター口径30～50ミリメートル 1件につき	1,300
	メーター口径75ミリメートル以上 1件につき	1,700
	取出工事 1件につき	700
しゅん工検査手数料	メーター口径13～25ミリメートル 1件につき	2,000
	メーター口径30～50ミリメートル 1件につき	2,700
	メーター口径75ミリメートル以上 1件につき	3,300
	取出工事 1件につき	1,300
	臨時用 1件につき	1,000
各種証明手数料	水道使用証明等 1件につき	200

別表第3（第32条関係）

加入金

メーター口径（ミリメートル）	金額（円）
13	40,000
20	108,000
25	176,000
30	216,000
40	540,000

50	800,000
75	2,000,000
100	3,400,000
150	7,440,000